

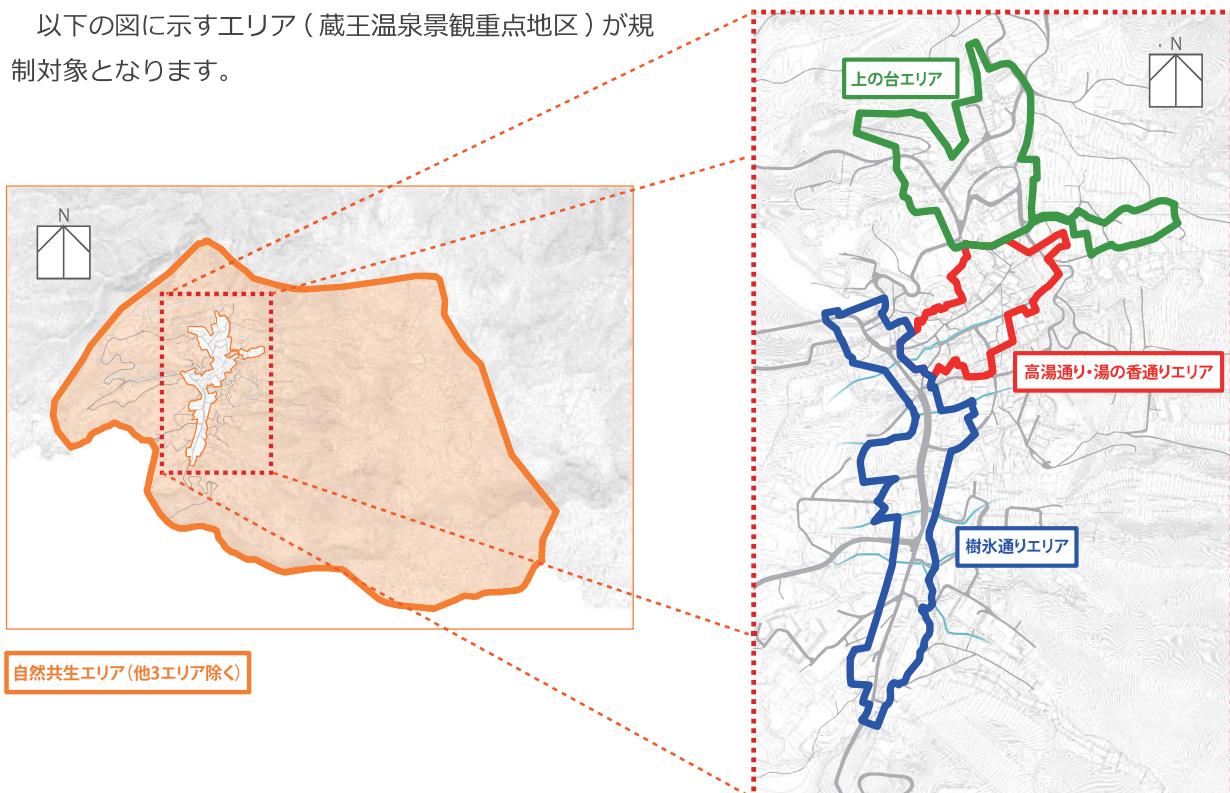
蔵王温泉景観重点地区における屋外広告物に関する規制内容について

山形市では、市を代表する観光地の一つに数えられる蔵王温泉地区について、良好な景観形成を推進することを目的に令和3年3月に「景観重点地区」に指定しました。

景観重点地区においては、建築物等の景観形成と一体となって、より積極的かつ重点的に屋外広告物の景観形成に取り組むため、屋外広告物設置基準を定めています。

屋外広告物の規制対象エリア

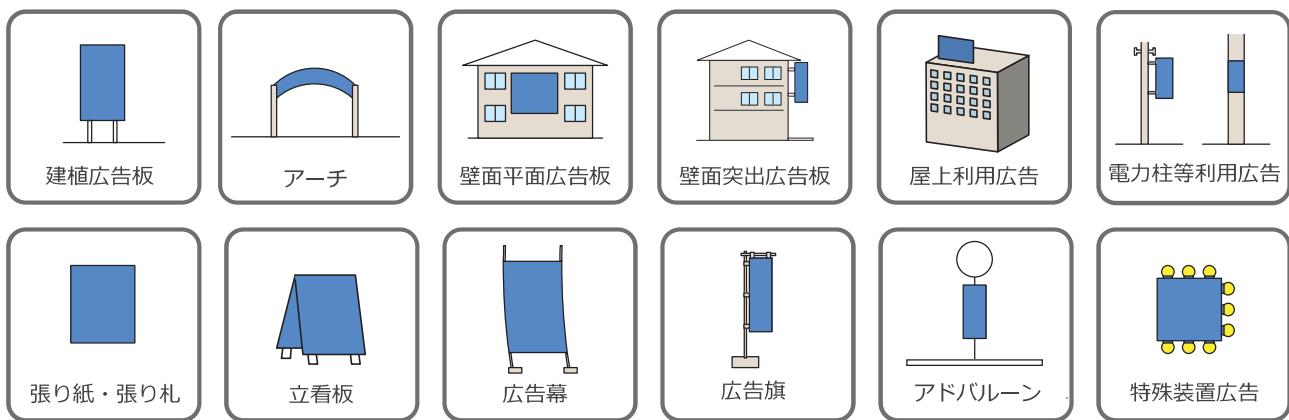
以下の図に示すエリア（蔵王温泉景観重点地区）が規制対象となります。



規制対象となる屋外広告物の区分・種類

蔵王温泉地区の屋外広告物の設置に関しては、山形市広告物条例を順守しつつ、設置、形態・意匠、照明、維持管理などについて独自の設置基準を設けました。

●規制対象となる屋外広告物の種類



屋外広告物を新設・改修される場合

新しく屋外広告物の設置を予定している場合、または、老朽化した屋外広告物を改修する予定がある場合は、あらかじめ、山形市まちづくり政策部まちなみデザイン課（☎ 023-641-1212（内線 525・526）までご相談ください。

蔵王温泉景観重点地区の主な屋外広告物の設置基準

※詳細は、「景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン」をご覧ください。

自然共生エリア

高湯通り・湯の香通りエリア

樹氷通りエリア

上の台エリア

| 設置 | 自然共生エリア | 高湯通り・湯の香通りエリア | 樹氷通りエリア | 上の台エリア |
|-------|---|---|---|----------------------------------|
| | 山形市屋外広告物条例に定める設置基準とする。 | 山形市屋外広告物条例に定める設置基準に加え、エリア独自の基準を定める。（詳細はガイドライン参照） | | 山形市屋外広告物条例に定める設置基準とする。 |
| | | 自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 | | |
| | 自然との調和に配慮し、必要最少限の規模・数とすること。 | 歩行者が温泉街の雰囲気を感じることができる種類・大きさの看板を使用すること。 | 必要最小限の規模・数とすること。 | |
| | —— | 歩行者や除雪に配慮し、移動式の看板の活用に努めること。 | —— | —— |
| デザイン | 周辺の自然環境に配慮し、山並みと調和したデザインとすること。 | まちなみと調和し、和の雰囲気が感じられるデザインとなるように務めること。 | 建物や周辺環境との調和に配慮し、歩行者から見て美しく、わかりやすいものとすること。 | 背景の山並みや自然と調和したデザインとすること。 |
| 形態・意匠 | 周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した落ち着いた色を使用すること。 使用する色数は少なくすること。 | 原色は使用せず、黒やこげ茶系などの落ち着いた色を使用し、文字等は白系の色とすること。 | 原色は基本的に使用せず、自然と調和した落ち着いた色を使用すること。 | 原色はできるだけ使用せず、周囲と調和した色を使用すること。 |
| 色彩 | 木材や石材等の自然素材を積極的に使用すること。 光を強く反射する素材は極力使用しないこと。 | 木質系の看板（壁面平面広告板、袖看板、立看板等）や布製のれん、日よけ幕を使用すること。 | 木材や石材等の自然素材の活用を基本とすること。 | 木質系の看板（壁面平面広告板、袖看板、立看板等）を使用すること。 |
| 素材 | | | | |
| 規模 | 壁面突出広告板／表示面積5m ² 以下※3 壁面平面広告板／表示面積5m ² 以下※2 立看板／表示面積4m ² 以下、高さ3.6m以下 | 広告幕・広告旗／短辺1.5m以下 建植広告板／表示面積5m ² 以下※1、高さ5m以下 | ※1：樹氷通りエリアは3m以下 ※2：高湯通り・湯の香通りエリアは2m以下 樹氷通りエリアは3m以下 ※3：高湯通り・湯の香通りエリアは0.8m以下、壁面線からの出幅1m以下 樹氷通りエリアは0.5m以下、壁面線からの出幅0.8m以下 | |

お問い合わせ

●山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL : 023-641-1212（内線512） FAX : 023-624-8903

E-mail : machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

●公式ホームページ URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>